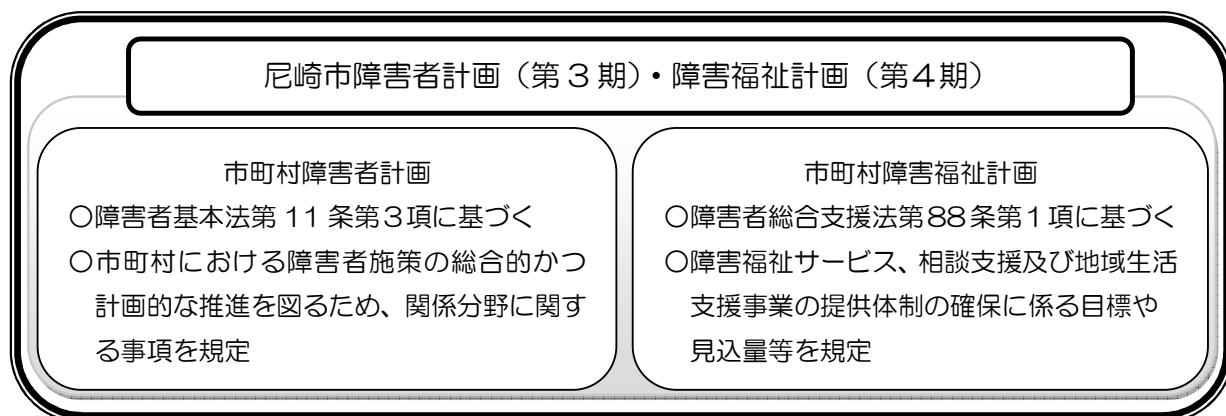


第 2 章

計画の性格

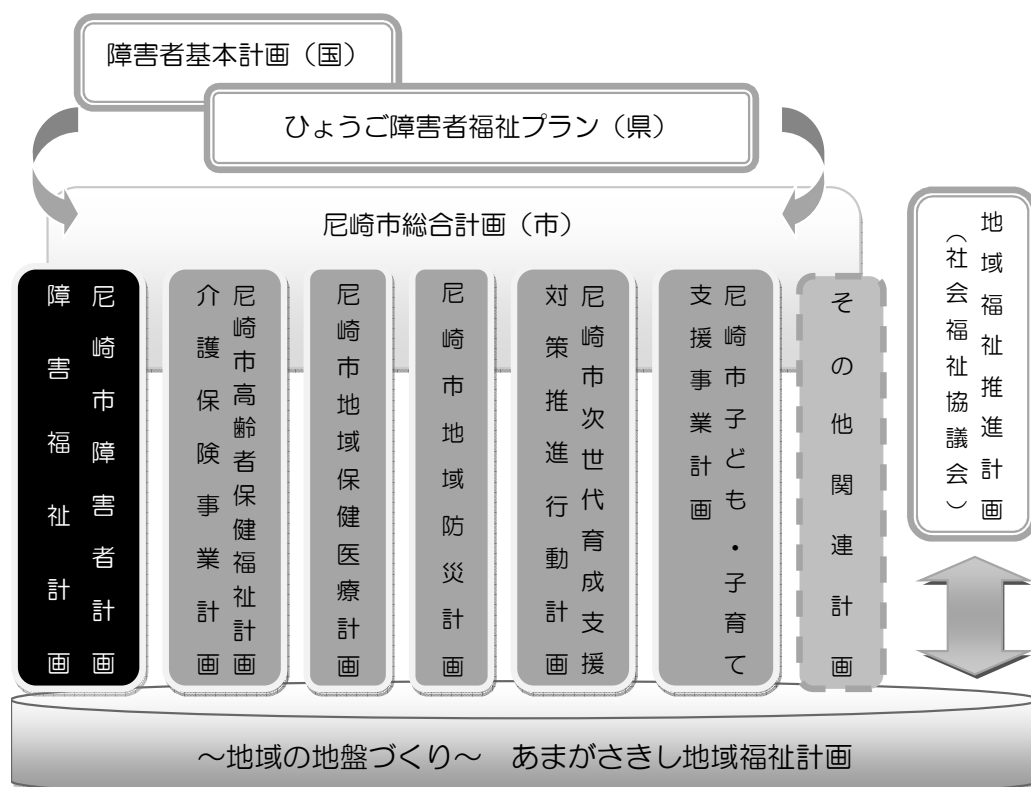
1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画とを一体的に策定したものであり、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。



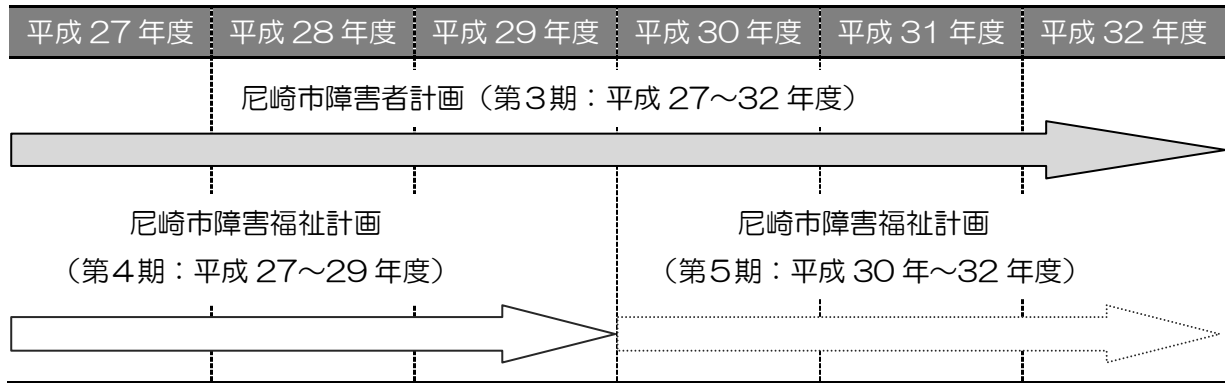
2 他計画との関連

本計画は、尼崎市のまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、本計画の内容は、「あまがさきし地域福祉計画」、「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「尼崎市地域保健医療計画」等の関連する計画と整合性を持ったものとしします。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とします。ただし、障害者総合支援法に基づく「尼崎市障害福祉計画」に関する部分については、平成 29 年度末までを第 4 期の計画期間とし、計画の目標やそこに至るまでのサービス必要量等を設定します。なお、平成 30 年度以降は、第 5 期の計画において定めていくこととします。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」において調査・審議を行うとともに、専門分科会の下にテーマ別に分けた 3 つの部会を設置することで、効率的な審議等を行ってきました。これらの会議体に、障害のある人またはその家族の方々にも委員として参画いただくことで、当事者等のご意見を反映しています。

また、当事者や様々な立場の関係者で構成する「尼崎市自立支援協議会」にも報告等を行い、地域の実情や課題等も踏まえたご意見をお聴きしています。

庁内においては、「尼崎市障害者福祉施策推進会議」により、関係部局との協議を行っています。

■計画の策定体制図

